

平成29年9月1日

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

総務企画常任委員会
委員長 辻 浩一

総務企画常任委員会調査報告書

平成29年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 おもてなし観光振興条例について

目的

全国的に「おもてなし条例」が制定されている状況の中で、佐賀県及び県内自治体において、「おもてなし条例」は制定されていない。観光を主産業とする嬉野市としては、国が推進する地元密着型のDMOを形成するにあたって、「おもてなし条例」を制定することにより住民意識の醸成につながるのではないかという考えの下、地場産品活用の条例を制定している滋賀県甲賀市と従来の産業に加え観光産業を活性化させるべく、おもてなしの意識を啓発するために条例を制定している三重県尾鷲市を調査した。

調査の概要

日時 平成29年7月31日～8月2日
場所 滋賀県甲賀市並びに三重県尾鷲市

○滋賀県甲賀市の「甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽の器でもてなす条例」について (通称：おもてなし条例) について

日時 平成 29年7月31日 14:00～16:00
場所 甲賀市役所 水口庁舎 第1委員会室
対応者 甲賀市議会議長 松岡 哲也 氏
甲賀市議会副議長 森嶋 克己 氏
産業経済部 商工労政課 課長補佐 徳地 広樹 氏
議会事務局 議事課 課長補佐 柚口 久美 氏

【甲賀市の概要】

甲賀市は平成16年10月1日旧水口町・旧土山町・旧甲賀町・旧甲南町・及び旧信楽町の5町で合併し市制施行12年目、滋賀県南部に位置する91,800人の中核市である。

産業としては大手製薬会社が存在するが、他には信楽の陶器・土山と朝宮の茶業・各地区の酒蔵・水田農業と嬉野市共通する部分が多く、また甲賀忍者の里として有名であり、忍者協議会に加盟しているということで親近感を抱く市である。

【条例制定の経緯】

平成26年信楽焼きの団体に属する議員より、議会に条例制定の提案があり、全員協議会の場で協議が行われ、地域活性化につながるの理由で全会一致で条例制定に向けた調査研究おこなうことが決定し、産業建設常任委員会に付託された。その後先進地調査などおこないながら、条例制定にむけて検討を重ね平成27年3月定例会において全会一致で可決された。その後、条例に伴う予算措置として6月定例会補正予算として250万円が計上され、可決された。平成28・29年度は200万円の予算となっている。

【条例に伴う事業内容】

- (1) 予算平成27年度 250万円
- 28年度 200万円
- 29年度 200万円

(2) 啓発活動（平成27年度）

①実施団体「土山町茶業協会・信楽町茶業協会・滋賀県茶商業組合・甲賀酒造協同組

水口酒販協同組合・信楽焼振興協議会・甲賀農業協同組合」との関係団体との会議を開催。

②啓発イベントの実施

9月5日（土）土山道の駅、10月10日信楽会場において甲賀のお茶を信楽焼の器で提供（試飲）・お茶、地酒、陶器の即売会。その他各イベントに参加。

③飲食店訪問啓発内容

- ア.啓発ポスター 各店舗5枚
- イ.のぼり旗 各店舗2本
- ウ.啓発用チラシ 各店舗20枚
- エ.信楽焼きセット 各店舗1セット
- オ.信楽焼、甲賀の地酒、甲賀の茶カタログ 各店舗1セット
- カ.お客様おもてなし周知文 各1,000枚

④啓発方法

ア.区、自治会への啓発推進⇒啓発用チラシ各戸配布

イ.事業所への啓発・推進

⇒甲賀市商工会及び甲賀市工業会を通じて推進（ポスター・チラシ配布）

ウ.市内飲食店への啓発・推進 平成28年1月～3月

⇒甲賀市商工会商業サービス部会加盟店舗（144）

「水口地区71・土山地区15・甲賀地区13・甲南地区17・信楽地区28」お茶・地酒・信楽焼の関係団体毎に担当店舗を決め訪問啓発

⑤おもてなしプロジェクト

国の「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」を活用し商工会と共同でおもてなしプロジェクトを実施し、平成28・29年度は市負担金として条例に伴う予算が執行されており、毎年事業報告書が提出されている。(市職員がプロジェクト委員として参画)

【条例の提案理由】

- (1) 甲賀のお茶として親しまれている土山茶と朝宮茶、さらには、地酒づくりと信楽焼は日常生活や食文化と密接につながり、古くから地域の伝統的な産業として歩んできた。これからの伝統的な産業を今後も守り、育てていく必要がある。
- (2) 甲賀のお茶と地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を促進することで、近江米づくりなどの関連産業の振興や地産地消の推進と、市の経済の振興や地域文化の普及につなげることが期待できる。

甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例

(目的)

第1条 この条例は、市の伝統的な地場産業である土山茶及び朝宮茶（以下「甲賀の茶」という。）並びに甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めることにより、甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼の普及を図るとともに、伝統的な地場産業に対する理解を深めることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みを推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼に関係する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるために、市及び事業者間で相互に協力及び連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、甲賀の茶及び地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みに協力するよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取り組み等を実施するに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、健康管理に努めるものとする

○三重県尾鷲市の「尾鷲市おもてなし条例」について

日時 平成29年8月1日 11:00～13:30

場所 尾鷲市役所 第1委員会室

対応者	尾鷲市議会 議長	南 靖久 氏
	尾鷲市議会副議長	小川 公明 氏
	尾鷲市議会議員	三鬼 和昭 氏
	尾鷲市議会議員	内山 將文 氏
	尾鷲市市議会事務局長	岩本 功 氏

【尾鷲市の概要】

三重県尾鷲市は県南部熊野灘に面する、古来より林業と漁業が主産業の市である。また、昭和25年代より臨海石油コンビナート、発電所も立地している。さらに、平成12年代よりみえ海洋深層水を開発し産業振興に努めている。平成の合併は1市2町での協議を行っていたが、不調となり現在人口は18,000人と人口減少が続いている。

【条例制定の経緯】

平成26年5月市制60周年及び熊野古道世界遺産登録10周年に当たり、熊野古道観光客が増加しはじめたのを契機に観光に対する認識が薄かった尾鷲市において、観光産業へのシフトと市民意識の醸成ため、議会提案で条例制定に向けて協議していくことを全員協議会で確認。6月議会運営委員会において、本条例制定については、総務産業常任委員会の所管事項として調査、原案の作成等を行ない、随時、全員協議会でも協議していくことを確認。また、議会報告会における市民への説明、執行部との調整も行っていくこととした。7月総務産業常任委員会で、条例制定の進め方等について協議。10月市内13カ所で開催した議会報告会において、おもてなし条例に向けて取り組んでいくことや制定目的を説明。

平成27年1月総務産業常任委員会で「奈良市もてなしのまちづくり条例」について視察。3月総務産業常任委員会で、条例素案について協議。4月パブリックコメント。5月総務産業常任委員会で、条例最終案について協議。全員協議会で、条例最終案について協議。6月第2回定例会において「尾鷲市おもてなし条例」を議員発議により提出、全会一致で可決され、同日発効。

尾鷲市おもてなし条例

前文

尾鷲市は雨の多いまちとして知られており、命の源である潤沢な水に恵まれ、緑深い山には尾鷲ヒノキの美林、紺碧の海には豊富な魚介類が育まれ、この地の産業と文化支えて

きました。また、苔むす石畳みに象徴される馬越峠道、八鬼山道、三木峠道・羽後峠道、曾根次郎坂・太郎坂を有する悠久の歴史を刻む熊野古道・伊勢路は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として平成16年7月に世界遺産にされており、紀勢自動車道の延伸とともに、都会にはない癒しを求めて、この地域を訪れる人が増加しています。

そのような方々に尾鷲市の様々な魅力を伝え、ふれていただくためには、市民自らが地域の資源を認識し、それを活かし、かつ、後世に伝承していく必要があります。

尾鷲市をより元気で活気のあるまちにしていこうという取り組みを「共創、共育、共感」することが、私たちの「楽しみ、学び、歓び」となり、さらなる「おもてなしの心」につながるものです。

尾鷲市は、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現のため、生涯を通じた「おわせ人づくり」を進めています。

この地域に暮らす人、訪れる人、応援してくれる人、関わるすべての人が、より尾鷲を愛し、誇れることのできる輝けるまちにしていくことが私たちの願いです。

私たちは、人とまちを思いやる「おもてなしの心」で、魅力ある尾鷲の価値をさらに高め、いつまでも暮らし続けたいと思えるまち、何度でも訪れたいと思えるまちを目指し、ここにその決意をもってこの条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるおもてなしに係る基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、市民一人ひとりが尾鷲に誇りと愛着を持ち、おもてなしの心を育む地域づくりを市及び市民等が協働して推進し、もって何度でも訪れたいとなり、末永く暮らしたくなる活力に満ちた魅力ある尾鷲市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「おもてなし」とは、相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、親しみの心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。

2 この条例において、「市民等」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 おもてなしは、市及び市民等が尾鷲の歴史、文化、伝統、自然等に対する理解と関心を深め、誇りと愛着をもって推進しなければならない。

2 おもてなしは、市及び市民等の協働で推進しなければならない。

3 おもてなしは、誰もが安心し、心地よい感動を得られるよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、おもてなしに関する施策を講じるとともに、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、まちづくり等の施策においては、おもてなしの視点を取り入れ、それを推進するものとする。

3 市は、市民等によるおもてなしの推進のための自主的な取組みの促進を図るため、市民等に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行なうものとする。

(市職員の責務)

第5条 市の職員は、自らがおもてなしの心を育む地域づくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常におもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかわるすべての者に積極的におもてなしの実践に努めなければならない。

(市議会の責務)

第6条 議会は、基本理念にのっとり、おもてなしの心を育む地域づくりの発展のために、市民の意思及び来訪者の意見を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めなければならない。

2 議会は、まちづくり等の施策の評価においては、おもてなしの視点を取り入れ、これを推進するものとする。

(市議会議員の責務)

第7条 議員は前条に規定する議会の責務を十分に認識し、自ら積極的におもてなしの実践に努め、その職務を遂行しなければならない。

2 議員は、おもてなしの心を育む地域づくりの推進のため、施策の立案及び提言の能力の一層の向上に努めなければならない。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、基本理念にのっとり、自らがおもてなしの心を育む地域づくりの担い手であることを自覚し、おもてなしの重要性に対する理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民等は、市が実施するおもてなしに関する施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

委員会の意見

「おもてなしという心の部分を、条例によって市民に対して押し付けるようなことは、内心の自由という点において抵触する」という意見もあるが、甲賀市では、条例を制定することにより執行部の理解も得られ予算措置を講じる状況が生まれる等、市内産業の活性化の一助になっている。また、尾鷲市においては議員提案であることを踏まえ、お客様を気持ちよく迎えるために除草等のボランティア活動に積極的に参加するなど議員の意識向

上につながるなどの効果もあると言える。

国は観光産業の振興を掲げDMOの推進をはかっている。嬉野市において観光産業は主産業であり推進していかなければならないと思う。おもてなし条例を制定することにより、市民意識の醸成や様々な施策の推進を図るためのアシストになるのではないかということで、おもてなし条例に関する調査研究は継続するべきであるとの意見が多数である。